

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【公開番号】特開2018-183261(P2018-183261A)

【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-045

【出願番号】特願2017-85199(P2017-85199)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月3日(2020.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、前面枠と背面枠とから構成され、前記前面枠と前記背面枠とを組付けて一体化した状態で前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲むように収容可能な空間である、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A)遊技が可能な遊技機であって、

前面が開放された本体と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉と、

音を出力可能なスピーカと、

前記スピーカの背面側に空間部が形成されるように覆うエンクロージャと、

貯留部に貯留された遊技媒体を払出すための払出装置と、

中空の箱状に形成され、上方に前記払出装置が設けられる設置台と、を備え、

前記エンクロージャは、前面枠と背面枠とから構成され、前記前面枠と前記背面枠とを

組付けて一体化した状態で前記開閉扉の背面側に突出するように設けられ、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品または遊技部品の設置部が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部が設けられ、

前記収容部は、前記本体の底面と前記設置台の側壁とにより前記エンクロージャを囲むように収容可能な空間である。

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機（例えば、スロットマシン1）であって、

前面が開放された本体（例えば、筐体1a）と、

前記本体の前面を開閉可能な開閉扉（例えば、前面扉1b）と、

音を出力可能なスピーカ（例えば、第2スピーカ58）と、

前記スピーカの背面側に空間部（例えば、音響用空間部）が形成されるように覆うエンクロージャ（例えば、エンクロージャ401）と、

を備え、

前記エンクロージャは、前記開閉扉の背面（例えば、前板1gの背面）から突出するように設けられ、

前記本体には、該本体に設置される遊技部品（例えば、ホッパーユニット34等）または遊技部品の設置部材（例えば、載置台34d、あるいは遊技部品の取付部材）が配置されない空間であって、前記開閉扉を閉鎖したときに前記エンクロージャが収容される収容部（例えば、載置台34dの内部空間Sや、筐体1aにおける電源基板ボックス100、載置台34d及びオーバーフロータンク35と筐体1aの前面開口との間に形成される空間部）が設けられている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、エンクロージャを本体側の空間を利用して大きく形成することができる、音響を向上させることができる。